

○ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領（平成19年8月1日付け19企第101号農林水産省大臣官房長通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後			現 行		
（参考様式1）交付対象事業別概要 I～III 【略】 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金年度別事業実施計画の記入について			（参考様式1）交付対象事業別概要 I～III 【略】 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金年度別事業実施計画の記入について		
	項 目	記 入 上 の 注 意		項 目	記 入 上 の 注 意
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】
24	事業メニュー名	①事業メニュー名は実施要領の別表の1事業メニュー名、「創意工夫発揮事業」又は「農山漁村活性化施設整備附帯事業」を正確に記入すること。 ② 複数の施設等整備を計画する場合は、原則一つの事業メニュー毎、また、一つの事業メニューの実施が複数の要件類別に該当する場合には要件類別毎に一行で記入すること。ただし、一つの事業メニューの実施が複数の要件類別に該当する場合において、交付額算定交付率が同じ要件類別にあつては、「要件類別番号」の欄のみを複数の行に番号を記載し、これ以外の欄は一行でまとめて記入しても構わない。 ③ 実施要領の別表の1の事業メニュー番号18により活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第19条第1項に規定する防災営農施設整備計画に基づく洗浄機械又は飼料作物栽培管理機械施設の整備を行う場合は「事業メニュー名」の欄に「高生産性農業用機械施設（活動火山対策事業）」と記入すること。	24	事業メニュー名	①事業メニュー名は実施要領の別表の1事業メニュー名、「創意工夫発揮事業」又は「農山漁村活性化施設整備附帯事業」を正確に記入すること。 ② 複数の施設等整備を計画する場合は、原則一つの事業メニュー毎、また、一つの事業メニューの実施が複数の要件類別に該当する場合には要件類別毎に一行で記入すること。ただし、一つの事業メニューの実施が複数の要件類別に該当する場合において、交付額算定交付率が同じ要件類別にあつては、「要件類別番号」の欄のみを複数の行に番号を記載し、これ以外の欄は一行でまとめて記入しても構わない。 ③ 実施要領の別表の1の事業メニュー番号18により活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第8条第1項に規定する防災営農施設整備計画に基づく洗浄機械又は飼料作物栽培管理機械施設の整備を行う場合は「事業メニュー名」の欄に「高生産性農業用機械施設（活動火山対策事業）」と記入すること。
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】
IV 【略】			IV 【略】		

附 則

この通知は、平成27年12月11日から施行する。